

平成 28 年度 事業計画書

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

I 事業計画基本方針

基本方針 石狩市社協の「あるべき姿」を目指して

国では、平成 27 年 2 月、「社会福祉審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」がまとめられ、これを受けて同年 7 月、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が衆議院通過となり、この法案は、平成 29 年 4 月施行を目途に法制化される見通しとなっています。

この改正案には、「社会福祉法人制度改革」と「福祉人材の確保の促進」が盛り込まれ、社会福祉法人制度改革の中身として、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与等のあり方の 5 点に要点が置かれ、社会福祉法人にとっては大きな変革期を迎えることとなります。

また、平成 27 年度介護保険制度改革では、住民の支え合い活動や、健康な高齢者の地域活動の本格的な活性化をはかり、支援が必要な人の「支え手」として想定する制度の姿が示されました。その方向性は「地域包括ケアシステム」の構築に向け、次期介護保険制度改革でも、より強まることが想定されます。

本会としては、この様な制度改革等国レベルの動きに対応すると同時に、市民にとって身近にあって深刻化する生活困窮、虐待、孤立死（孤独死）といった新たな福祉課題にも取り組むため、本会の「あるべき姿」を見定め、将来のビジョンを描く必要があるとして、平成 28 年 2 月に今後 3 年間の事業方針を掲げた「中期事業方針」を作成しました。

この方針においては、平成 10 年度年以來、本会が従来地域の福祉推進型社協を堅持しつつ、施設管理や介護保険事業等、様々な事業を実施し事業型社協へと変貌してきた中で、社会福祉法に基づく本会の使命は「地域福祉活動の推進」であることを再認識し、上述の制度動向等は、これまで地域福祉活動を推進してきた本会にとっては、変革の機会であるとしたうえで、石狩市における地域福祉推進の中核組織として、社協本来の目的である「支え合いのまちづくり」の進展に寄与することができなければ、その存在価値が問われかねないことを強く意識する必要があるとしています。

そこで、平成 28 年度は、社会福祉法人改革や次期介護保険制度改革を見据えた対応策をはじめ、石狩市総合保健福祉センター、石狩市花川南老人デイサービスセンターの指定管理者の更新時期となる平成 29 年度に向けて、事業の拡充・変革への「礎の年」とし、地域

包括ケアシステムや地域支援事業、生活困窮者自立支援事業等、これまで本会が長きにわたって培った地域との関係等の強みを活かした事業を展開し、本会のあるべき姿へ向けた各種事業の推進に取り組んで参ります。

石狩市社会福祉協議会ビジョン（目指すあるべき姿）

- 1 地域住民に積極的に関わり、“個別支援”と“地域づくり”を有機的に連動させ、地域福祉を向上させていく社協
- 2 地域住民のネットワーク化を進め、或いは健康高齢者の意識を喚起し、要支援者を地域で支えられるまちづくりを進める社協
- 3 施設経営型社会福祉法人・NPO・教育関連団体・経済関連団体・CSR活動推進企業等、これまで関わりが薄かった組織・団体・企業等と連携し、地域福祉への理解と協力を広げていく社協

Ⅱ 事業計画重点項目

1. 地域福祉活動推進部門

社会福祉協議会の目的は、地域福祉の推進を図ることと明確に法に位置づけられ、この本務というべき地域福祉活動を直接実施するのが地域福祉活動部門です。事業計画基本方針に記載のとおり「支え合いのまちづくり」＝地域福祉の進展に寄与しなければ本会の存在価値が問われかねなく、反対に地域福祉を推進させ、より多くの市民の参画を得れば本会の存在理由を高めることとなります。

地域福祉の主役である「地域」は、そこに住む人々の気持ちが活動に反映され変化していきます。またそれぞれの地域には住民の生活や歴史、産業等に基づく特色があり多様性を有しています。

この変化や多様性に富む「地域」にかかわる事業を実施するにあたっては、単に計画に基づき統一的、機械的に事業消化するのではなく、あたかも個性を持った人であるがごとく地域と向きあい、その声に耳を傾け、どうあるべきかを思考しながら実施することが強く求められ、このことを意識しながら本年は以下のことを重点事項とし計画された事業を進めてまいります。

1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）を、本会がこれまで行ってきた地域組織化やボランティア登録制度などが有機的に機能する社協事業の発展形と考え積極的参画する。また生活支援コーディネーターをコミュニティソーシャルワーカーと位置づけ本会へ配置を目指す。
2. 社会福祉法改正による社会福祉法人が実施する「地域公益活動」と「地域協議会」を具体的に把握し、地域福祉の中心的役割である認識とリーダーシップを発揮し、地域協議会の立ち上げに向け組織のあり方と関係機関等とのネットワークづくりを行う。
3. 東日本大震災発生から5年を経過することから、各種事業に被災地との結びつきを意識したボランティアセンターの運営。

2. 福祉サービス利用援助部門

地域福祉活動推進部門は地域づくりとして地域福祉を推進しますが、個別支援により地域福祉を広めていくのが福祉サービス利用援助部門です。すでに実施している貸付事業や権利擁護事業はもとより、地域の福祉課題が複雑化する背景においては、絶えず新たな支援を検討する必要があります。

特にさまざまな課題を複合的に抱えた困窮者世帯をサポートする生活困窮者自立支援事業は、既存の相談支援事業の連携や地域関係者のネットワークづくりを行い、相互に支え合う仕組みを地域に構築するという、まさに地域福祉の側面を有しており本会の本来事業として取り組むべきと考えその準備に当たります。

1. 生活困窮者自立支援事業の受託を目的に、体制や仕組みづくり、事業選定等の着実な設計
2. 成年後見センターの体制等を含めた将来像を設計し、市に対する体制拡充等の積極的協議

3. 在宅福祉サービス部門

平成 27 年度介護保険制度改正により、特に通所介護事業における介護報酬の減額は本会が運営する事業において非常に大きな影響を受けました。

また、平成 29 年度には、予防給付（要支援利用者）の地域支援事業への移行が行われることから、介護事業の経営はさらに厳しさを増すことが予測されます。

在宅福祉サービスの実施にあたっては、経営の改善をはかることはもとより、本会の本来事業である地域福祉活動に関するツールの一つであるという視点を持ち、公共施設において社協が介護事業を実施する意義を意識した事業の方向性を見極める積極的な協議に努めます。

1. 花川北・南老人デイサービスセンターのさらなる経営改善をはかるべく、予防給付の地域支援事業移行を見据えた「(仮称) 通所介護事業経営方針」の策定

4. 法人運営部門

本会は、平成 10 年度の石狩市総合保健福祉センターの管理受託を機に事業推進型の社協として、これまで事業規模を拡大してきました。

事業の拡大と比例し、組織体制も拡大し続ける中、近年は福祉人材の不足という全国的な問題は本会においても大きな課題であり、人の確保こそが事業の質そのものを左右すると言っても過言ではありません。

福祉事業を行う上で最も重要な要素は「人」であることに重点を置き、職員の意識を高める人事制度改革や多様化する福祉ニーズに対応できる柔軟な組織体制づくりに向けた見直しを進めます。

1. 社協ビジョンの達成に向けた必要な体制整備と組織強化
2. 次期指定管理者の更新、制度改革等を見据えた業務委託経費等の徹底的洗い出しとコスト削減に向けた取り組み及び自主財源（会費等）の確保
3. 職員の質と勤務意欲を高める抜本的な人事制度改革への着手

5. 浜益区福祉施設等 5 施設部門

平成 21 年度から本会が市受託（指定管理）として実施している浜益区 5 施設（特別養護老人ホームはまますあいどまり・認知症高齢者グループホームはまますなごみ・シルバーホームはまなか荘・高齢者生活福祉センター・浜益保養センター）の運営にあたっては、事業開始当初より課題となっている人材不足の課題に対し、地域づくりという視点を石狩市と共有をはかり、限られた人材（職員）で有効的なサービス提供を目指し、各施設の適切な運営推進をはかります。

1. 施設管理受託者としての視点で事業の方向性、効率性の協議をはかるため、関係職員によるプロジェクトチーム等の組織化

Ⅲ 個別事業計画

【個別事業計画部門一覧】

- 1 総務課所管
- 2 地域福祉課所管
- 3 ボランティアセンター所管
- 4 ケアプランセンター社協いしかり所管
- 5 成年後見センター所管
- 6 厚田支所所管
- 7 浜益支所所管
- 8 花川北老人デイサービスセンター所管
- 9 花川南老人デイサービスセンター所管
- 10 高齢者生活福祉センター所管
- 11 特別養護老人ホームはまますあいどまり所管
- 12 認知症高齢者グループホームはまますなごみ所管
- 13 シルバーホームはまなか荘所管
- 14 浜益保養センター所管

1. 総務課所管

1. 適正かつ効率的な組織運営

(1) 各種法令、通達並びに本会定款・諸規程に基づき、法人の重要な事項を協議・決定するために各会議等を開催し、法人の適正な運営と事業を取り進めます。

- ① 三役会議（会長・副会長会議）の適時開催
- ② 理事会の適時開催
- ③ 評議員会の適時開催
- ④ 専門部会の適時開催

(2) 法人の事務事業の透明性を確保し、適正な運営を取り進めるため、内部並びに外部監査を実施します。

- ① 内部監査の実施（社協監事により四半期ごとに実施）
- ② 外部監査の実施（委託税理士により毎月実施）

2. 法人経営の基盤整備

(1) 会員の拡大に向けて、日赤・共同募金事務局との連携強化を図り、社協活動の理解促進と、特に石狩湾新港地域に焦点を置いた法人会員の拡大に努めます。

(2) 経費の状況を見極め、創意工夫を取り入れた徹底的な経費削減に努めます。

(3) 法人振興担当参事を主管とし、法人会員の拡大と並行し、企業の社会貢献活動と地域福祉活動を繋ぐ架け橋となる取組みに努めます。

(4) 介護保険プロジェクトチームの活動を継続し、本会が介護保険事業を行う意義を意識した事業展開等の協議を積極的に実施します。

3. 組織改革・人事制度改革

- (1) 生活支援コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の配置や生活困窮者自立支援事業等の新たな取組を視野に入れた組織体制の見直しを検討します。
- (2) 部門間の情報共有、課題協議等横断的な意識統一をはかるため、毎月定例を原則に管理職で構成する、企画運営会議を開催します。
- (3) 事業規模の拡大・縮小の見通しを見極め、平成 28 年度以降の組織形態の協議に着手するとともに、必要人員数及び就業形態、就業関係規則等の見直し、検討を継続して、取り進めます。

4. 総合保健福祉センター管理運営（市指定管理）

- (1) 石狩市総合保健福祉センターの指定管理者(平成 25 年度～平成 28 年度)として、多くの方が気持ち良く利用できる施設運営に努めます。
 - ① 管理方針の作成
 - ② 利用者対応の強化（接遇強化）
 - ③ 環境面への配慮（節電・節水）
 - ④ ふれあいロビーの有効活用（展示会・演奏会）
- (2) 会議室の稼働率向上を目指し、会議室の環境整備や企業等への P R に努めます。
 - ① 社協ホームページ、広報誌による P R
 - ② 会議室の適時清掃（机・椅子・カーペット）
 - ③ 机、椅子等数量の定期的確認
- (3) 施設サービスの一環として、ロビーでの休憩や、会議等へコーヒーやジュースを提供するふれあい喫茶を開設します。ふれあい喫茶の運営は、石狩市ボランティア連絡協議会の協力を得、施設総合案内の機能も担い、市内障がい者関係事業所・団体が手がけた製品を販売する「福祉の店」を開設します。
- (4) 次期指定管理者の更新期が平成 29 年度であることから、継続受託を想定した第三者委託の見直し等、コスト削減に向けた取り組みに努めます。

5. 花川北憩の家管理運営（市指定管理）

- (1) 60 歳以上の石狩市民がいつでも気軽に利用できる施設としての機能を果たすため、石狩市高齢者生きがい福祉施設「花川北憩の家」の管理運営を実施します。
- (2) 広報誌や地域福祉新聞等、広報媒体を最大限に活用した周知活動を行い、利用者の増に努めます。

6. 高齢者生きがいづくり対策事業（市受託）

- (1) 高齢者の健康づくりや新たな趣味づくりにより、健やかな生活が営めるよう事業を実施します。年間参加者の募集は石狩市広報誌にて行います。
 - ① りんくる陶芸教室（60 歳以上）
 - ② 寿ふれあい農園（65 歳以上：樽川・花畔 2 箇所設置）

7. 被災世帯見舞金の交付

(1) 石狩市内における被災世帯に対し、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会災害見舞規程により見舞金の交付を実施します。

- ① 対 象：石狩市社会福祉協議会会員
- ② 範 囲：家屋の全焼
- ③ 見舞金：世帯あたり 20,000 円

8. 石狩市共同募金委員会事務局

地域福祉活動事業や市内福祉団体等の活動資源となる共同募金委員会の事務局を担い、開かれた共同募金活動の啓発に努めます。

- (1) 共同募金活動の推進（町内会・企業・学校等）
- (2) 募金集計・助成申請取りまとめ
- (3) 北海道共同募金会への報告
- (4) 理事会、評議員会及び審査委員会等会議の開催
- (5) 広報活動（社協広報誌と連動）
- (6) 歳末たすけあい募金運動の協力
- (7) 災害見舞金の交付事業の実施
- (8) 災害義援金の受付

9. 日本赤十字社北海道支部石狩市地区事務局

石狩市における日赤事務局の支援を実施し、総合的な人道支援である赤十字活動の啓発に努めます。

- (1) 赤十字運動を支える社資の拡充
- (2) 地域や家庭に役立つ救急法等講習会の開催
- (3) 住宅火災における災害物資配分の実施
- (4) 災害義援金の受付

10. 「いけませ夏フェス 2016 i n いしかり」の開催協力

全道の障がい児（者）が集い、交流や社会参加等を目的とする事業「いけませ夏フェス 2016 i n いしかり」の開催に向け、石狩市並びに関係機関とともに事業の開催協力を努めます。

- ・開催年月日 平成 28 年 8 月 6 日（土）～8 月 7 日（日）
- ・開催場所 石狩市立花川南小学校

2. 地域福祉課課所管

1. 福祉情報の発信

(1) 社協広報「ふれあい」の発行

社協が実施する事業・活動をわかりやすく伝えることができる広報をめざし、石狩市の広報誌に年 4 回折り込み全戸配布を行います。

(2) インターネットによるタイムリーな情報発信

ホームページのほか、ツイッター、フェイスブック等拡散性を持った情報発信手段を有効活用し、タイムリーな情報の発信と若い世代が興味関心を持つ広報活動を実施します。

- ① ホームページ：URL <http://www.ishikari-shakyo.org>
- ② ボランティアセンター日記（ブログ）
- ③ ツイッター（各事業における日々の取組等の発信）
 - ・ 石狩市地域福祉“りんくるちゃん” (@ishi_fukushi)
 - ・ 石狩市ボランティアセンター (@ishikari_vc)
- ④ フェイスブック
 - ・ 石狩市地域福祉“りんくるちゃん”
 - ・ 石狩市ボランティアセンター
 - ・ 石狩市社協 東日本大震災募金受付状況

(3) 地域福祉壁新聞の発行

身近な地域福祉事業のタイムリーな話題を紹介する地域福祉新聞を隔月発行し市内店舗、町内会館等、地域の身近な場所 30 カ所以上への掲示を行います。

また将来は身近な地域で自ら情報発信出来る仕組みも検討いたします。

(4) 新りんくるプランの積極的PR

平成 27 年度から 5 か年の計画でスタートしている「新りんくるプラン」を子どもから高齢者まで多くの市民に親しんでもらい、自分達の計画であることを理解いただくため、様々な機会・手段方法により積極的なPRに努めます。

2. 地域組織化・共助事業の推進

(1) 地域福祉懇談会の開催

地域福祉関係者と社協職員が膝を突き合わせて懇談を行い、社協事業への意見や地域実情を聞かせていただく重要な機会として、地区社協や町内会、民生委員児童委員、高齢者クラブ、地域ボランティア等を対象とした地域福祉懇談会を実施します。

(2) 地区社協活動・地域福祉活動の助成

地区社協活動支援を目的に、各地区社協に対し運営費・事業費の一部を助成します。運営費については、予め定められている要綱に基づき世帯数により助成を行います。

また、未組織化地区単位町内会福祉部等の活動を助成し、組織化への働きかけに努めます。

- | | | |
|-------------------------|----------|-------------|
| ① 地区社協助成（1 地区年額） | 運営助成 | 一世帯あたり 23 円 |
| | 地域福祉活動助成 | 50,000 円 |
| | 安否確認加算 | 5,000 円 |
| ② 単位町内会地域福祉活動助成（1 単町年額） | | 20,000 円 |

(3) 地区社協研修会の実施

各地区社協間の情報共有を目的とした連絡会議及び日々の地域活動に役立つ研修会を開催し、地域づくりの実践について理解を深め、地区社協活動の活性化を図ります。

(4) ふれあい給食サービス事業の実施

孤立化しやすいひとり暮らし高齢者等が、地域関係者との「会食」または「配食」を通じたふれあいの機会を持つことで、地域との結びつきを深め、孤立化を防ぐことを目的として実施します。また、年末は歳末たすけあい募金を財源として歳末特別配付品のお届けをします。

さらに新たに通常の食事にも、関係者。利用者ともに事業目的を再確認する仕組みとして事業のメッセージを記載した「のし」をかけることとします。

- ① 対象者：70歳以上の独居もしくは高齢者夫婦世帯
- ② 実施者：地区社協又は町内会(自治会)の役員、民生委員、ボランティア等
- ③ 回数：月1回以上2回を上限
- ④ 方法：会館等で実施する「会食」、又は対象者宅へお弁当を届ける「配食」
- ⑤ 負担金：1回300円
- ⑥ 食事：市内業者等のお弁当 1食600円

(5) ふれあいサロンの設置促進・運営支援

地域に住む子どもや子育て中のお母さん、高齢者や障がい者の方のなど誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、仲間づくりや交流の場として活動している「地域住民同士のつどい・たまり場」＝サロンを支援するとともに、新たな地域での設置を進めます。

(6) 地域料理教室の開催

同じ地域に住む若い世代の方が自分の親や祖父母世代の方から地域の会館等で「料理」を教わる機会を通して、世代間交流や顔の見えるつながりづくりとなるようにボランティアセンターと連携し開催します。料理を教わる中で親交を深め、今後の継続した関係づくりにつながるよう支援します。

(7) 「生活支援コーディネーター」配置体制のPR

地域包括ケアシステム構築に向けた「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」は、関係団体とのネットワークづくりや連絡調整、ボランティアの養成や住民主体の地域福祉活動の立ち上げ支援など「支え合いの地域づくり」を目指す社協活動そのものであることから、その中核を担う生活支援コーディネーターの平成29年度配置について、積極的に働きかけを行います。

3. 地域見守りの仕組みづくりの推進

(1) 石狩市地域見守りネットワークの啓発

見守りネットワーク概念図を例示として活用し、地域に見守りの仕組みを広め、安心・安全・福祉のまちづくりを進めます。また、地域福祉懇談会での意見を反映し、それぞれの地域が地域特性にあった安心の仕組みづくりを地域と共に考えます。

(2) 福祉調整員(地域福祉コーディネーター)養成研修の実施

見守りネットワークの中核であり地域内で調整や連絡役である福祉調整員が、地域組織・社会資源の活用方法や課題の整理の仕方など、福祉調整員としてより活動が資する様な実践に結びつく研修会を開催します。

なお、福祉調整員の役割は法で定められた民生委員の活動と一致することから福祉調整員は民生委員に協力をいただき、その役を担っていただいております。

(3) 福祉協力員（地域福祉サポーター）研修並びに登録

実際に地域で見守りや身近な支援者として活躍くいただく方々を福祉協力員とし、実践的な見守り方法を確認する研修会を実施、地域の求めに応じ本会に登録し登録証を発行します。

(4) 「愛の合鍵」預かり事業（新規事業）

万が一の際の孤立死等の予防、早期発見につなげるための手段として希望者の自宅の鍵を事前に預かり、地域等による見守りの際に異変を感じた場合、自宅内に入り安否確認を実施します。より迅速な対応を可能とするため、保安機能を十分考慮した上で、町内会等の理解、協力をいただき、鍵の預かり場所を地域の会館にすることを想定します。

(5) ふれあい給食サービス事業の実施（関連・再掲）

4. 市民が集い福祉にふれ福祉を考える場の創設

(1) ふれあい広場いしかりの実施

インクルージョンの定着をめざし、石狩市総合保健福祉センターにおいて、7月にふれあい広場いしかりを開催します。ステージ催し、抽選会、市内福祉団体等による販売コーナーの設置、ふれあいを目的としたビアホールの開催等多くの参加者が集い、ふれあうことができるイベントを目指します。

開催にあたっては、社協役員・評議員、民生委員、地区社協関係者、ボランティア等で組織する実行委員会形式を採用し、各担当小委員会に分かれ、内容を協議し開催に向けて取り組みます。

(2) 石狩市社会福祉大会の開催

石狩市民が地域福祉について考える場として毎年11月に社会福祉大会(福祉講演会)を開催します。式典においてはこれまで社協活動に貢献された方の表彰及び多額の寄付等に対する感謝状の贈呈式を実施します。

5. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 重度身体障害者訪問入浴サービス（石狩市受託）

家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、入浴サービスの提供により、健康と保健衛生の向上を目的とした「石狩市重度身体障害者訪問入浴サービス」を受託します。

(2) 訪問サービス（石狩市受託）

独居高齢者が安心して日常生活を営めることができるよう、週3回乳酸菌飲料を配布しながら高齢者宅を訪問し、安否確認を実施し、高齢者等の事故防止を目的とした「石狩市訪問サービス」を受託します。

① サービス提供地域 旧石狩市地区（生振・高岡地区を除く）

(3) 食の自立支援事業（配食サービス）（石狩市受託）

調理、栄養管理が困難な、独居高齢者、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、食事サービスの提供(配食)により、安否の確認や健康な食生活が営めることを目的とした「石狩市配食サービス事業」を受託します。

(4) 寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス（石狩市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の快適な生活環境の提供を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス」を受託します。

(5) 寝たきり高齢者等理容サービス（石狩市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の清潔の保持を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等理容サービス事業」を受託します。

(6) 福祉機器等の貸与

在宅福祉や地域福祉活動の側面的支援を目的とし、各種福祉用具等の無償貸与を実施します。また、ふれあいサロン事業等地域で利用いただけるレクリエーション等用具の充実を図ります。

- ① 車いす
- ② 高齢者疑似体験セット
- ③ 行幸用テント
- ④ 杵並びに臼
- ⑤ 各種レクリエーション等用具

(7) 福祉車両の貸与

施設入所者の外泊等による送迎や、在宅高齢者の通院等に一時的に福祉車両（車いす対応）が必要な際に、実費負担（燃料代）による福祉車両の貸与を実施します。

- ① 貸出対象車両　ダイハツムーヴ（福祉車両）
トヨタライトエースノア（福祉車両）
ホンダステップワゴン

(8) 救急医療情報キットの活用支援

体調異変などの緊急時に緊急連絡先・主治医等を救急機関に伝える「救急医療情報キット」は概ね全戸に配布されているところですが、転入者等で支給を受けていない方等に追加配布を行います。

また、活用周知とカード記載内容の更新を兼ねて、カードがセットになったPRチラシを作成し、石狩市広報に折り込み全戸配布します。

- ① 情報内容　： 主治医（医療機関）・緊急連絡先、生年月日等
- ② 保管方法　： 専用容器を冷蔵庫へ保管
- ③ 配布方法　： 市や町内会（自治会）、民生委員児童委員と連携し配布
- ④ 周知等　　： 広報等で活用やカードの更新、未配布世帯へ呼びかけます。

6. 心配ごと相談事業

(1) 住民よろず相談所の設置

地域の困りごとから、専門相談窓口への架け橋として、民生委員の協力を得て「住民よろず相談所」を設置します。

また、気軽に相談できる体制を目的に電話相談を実施します。

- ① 相談員　： 民生委員
- ② 開設　　： 毎週木曜日　石狩市総合保健福祉センター
第三木曜日　社協厚田支所（厚田保健センター）
〃　　　　社協浜益支所（高齢者生活福祉センター）

(2) 住民よろず相談所相談員研修会の開催

多種多様化する相談ニーズに対応するため、時代背景や地域の課題等に沿った具体的なテーマを設定し、相談員のスキルアップにつながる研修会を実施します。

7. 貸付による世帯支援

(1) 生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談・受付窓口として、相談者のニーズや生活状況を客観的に判断し、関係機関と良好な連携を図り、最良とされる貸付資金の紹介や世帯更生につながる支援を進めます。

- ① 生活福祉資金（総合支援資金等）
- ② 臨時特例つなぎ資金
- ③ 生活困窮者自立支援事業との連携

(2) 福祉金庫貸付事業

石狩市社会福祉協議会の独自事業として、低所得者に対し緊急的に生活資金が必要となった際、民生委員、石狩市との良好な連携を図り、5万円を上限に資金貸付を行い、生活意欲と福祉の向上に努めます。

- ① 生命に関わる緊急的な資金の貸付
- ② 生命に関わる緊急的な食料の提供
- ③ 生活保護受給までのつなぎ資金の貸付
- ④ 世帯更生につながる償還指導
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業との連携

(3) 貸付調査委員会

生活福祉資金及び福祉金庫の貸付・償還状況についての協議の場として貸付調査委員会を開催します。

- ① 貸付・償還状況の報告
- ② 貸付金償還免除・猶予の協議
- ③ 困難事例の協議
- ④ 道生活福祉資金への意見具申

8. 関係福祉団体のネットワークづくり・事務局運営

(1) 障がい者関係団体連絡会議・障がい者週間記念事業の開催協力

障がいの種別を越えた団体間の情報交換により、認識の共有、連携強化を図ることを目的に「障がい者関係団体連絡会議」を開催します。

また、団体活動のPRを目的に石狩市総合保健福祉センターロビーでの作品展や交流事業を実施します。

- ① 障がい者関係団体連絡会議：市内障がい者関係団体（知的・身体・視覚・聴力等）による情報交換を実施し、記念事業の内容について協議し実施に向けて取り進めます。
- ② 障がい者週間記念事業：福祉大会での展示（出店）及び12月に作品展と「記念事業」を実施します。

(2) 福祉団体の協力・支援（事務局運営）

各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

- ① 石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局支援・協力
- ② 石狩市高齢者クラブ連合会事務局支援・協力
- ③ 石狩市身体障害者福祉協会事務局支援・協力
- ④ 石狩市連合遺族会並びに石狩市遺族会事務局支援・協力
- ⑤ 石狩市視覚障がい者協会瞳会事務局支援・協力

(3) 助け合いマップの制作支援

地区民児協が作成した助け合いマップの 3 地区における更新に係る経費を助成します。

9. 要介護認定訪問調査の受託

(1) 事業所概要

- ① 所在地：石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1
- ② 種別：指定市町村事務受託法人

(2) 事業運営方針

- ① 指定市町村事務受託法人として、公正中立な事業実施に努めます。
- ② 調査対象者の状況を客観的に判断できる調査員のスキル向上をはかり、正確な調査実施に努めます。
- ③ 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

10. 権利擁護事業の実施

(1) 日常生活自立支援事業の実施

北海道社会福祉協議会からの受託により、日常生活自立支援事業を実施します。事業の推進にあたっては、関係機関や団体と連携をはかり、利用待機期間の縮小と、困難ケースの適切な対応に努めます。

(2) 生活支援員の育成並びに登録

生活支援員の養成及び充実をはかり、高いスキルを有した生活支援員の確保に努めます。

11. 生活困窮者自立支援事業への協力

石狩市で実施する生活困窮者自立支援事業に社協の持つネットワークを活かし本事業への協力を努めます。また、生活福祉資金貸付事業、福祉金庫貸付事業との連携を強化し、包括的な支援を行うことにより、相談者の自立促進を目指すとともに本会が事業受託することについて検討します。

3. ボランティアセンター所管

1. ボランティアの相談・登録・マッチング

(1) 石狩市ボランティアセンターの運営

市内の福祉に関わるボランティア活動を総合的に支援する総合窓口として、ボランティア団体、福祉施設（事業所）、企業、教育機関等との繋がりを広げ、ボランティア活動の活性化や人材の育成等に努めます。また、ボランティア活動保険料を一部負担し、ボランティアの加入促進を図ります。

- ① ボランティアコーディネーターの設置
- ② ボランティア登録
- ③ ボランティアニーズ受付
- ④ ボランティアマッチング

(2) ボランティア情報誌の発行

ボランティア情報の発信を目的に、ボランティアニーズ等を掲載した『愉快的仲間』を月1回発行し、ボランティア活動参加の働きかけを行います。

また、各種研修会の案内等社協ふれあいや、町内回覧、ポスター、あいボード、インターネット等を活用し、周知を図ります。

2. 若年層など裾野の拡充

(1) 小中学生ボランティアの育成（出前講座及び石狩市協職員研修サマーセミナー）

市内小中学校等との連携のもと、福祉やボランティアをより身近なものとするを目的に、平成24年より定めた児童や生徒を対象とした福祉体験プログラムを用いて、学校に出向いた福祉教室の開催に努めます。

また、教職員サマーセミナーにて学校での福祉教室を推進してもらえるよう働きかけを行います。

(2) ボランティア登録の加入促進

ボランティア活動保険料に学生料金を設け、若年層のボランティア加入者の促進を図ります。

(3) ボランティア活動指定校の助成

石狩市内小中学校及び高校に対し、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施し、活動を行う学校に対し、その活動費用の一部を助成します。

一校あたりの助成金額(年額) 児童生徒数に応じ上限40,000円

(4) キッズボランティアボランティア体験の実施

石狩市内の小学生を対象に、夏休みや冬休み期間を利用し、ボランティア体験を実施します。小学生がボランティア活動に興味や関心を持ち、若年層のボランティア登録の拡大に努めます。

(5) スクールボランティアパスポート及びスクールボランティアポイントの実施

学校を対象とした、児童・生徒のボランティア活動の周知から、児童・生徒の福祉やボランティア活動に対する興味関心に視点を置き、ボランティア活動指定校と連動しながら、実施します。

なお、この事業を通じて、本会が5回にわたり実施した「災害・復興支援ボランティ

アバス石狩サーモン号」の活動先である岩手県大槌町との連携・関係を保ち続けます。

3. ボランティアのやりがいや達成感 励みによる活性化

(1) ボランティアポイントの実施

新たなボランティアの発掘、やりがいや達成感といった活動に対する励みとなるよう、活動に対するポイント付与制度を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

- ① 加入手数料 : 100円 (学生は免除)
- ② 対象活動 : ボランティアセンターが調整する事業
- ③ ポイント付与 : 概ね30分の活動で1ポイント (上限1回4ポイント)
- ④ ポイント交換 : 1ポイントでハイスタンプ10枚と交換 (未成年者を除く)

(2) 活動歴の「見える化」の実施

ボランティア活動回数をボランティア登録証に見える形で表現することで、ボランティア自身のやりがいや達成感、励み、新たな活動への意欲の向上に繋がる効果を期待します。

- ① 30回以上活動の場合・・・銅色シール
- ② 60回以上活動の場合・・・銀色シール
- ③ 90回以上活動の場合・・・金色シール
- ④ 100回以上活動の場合・・・ピンバッジ

4. 各種研修の開催

(1) ボランティアスクールの開催

ボランティア活動に係る基本姿勢や基礎知識及びスキル向上を目的に、入門的講習会を実施。受講をきっかけにボランティア登録促進を図ります。

また、ボランティアセンター登録者を対象にした、様々な視点でのボランティア活動等の周知や情報共有を図ることやボランティア登録者相互の交流や情報交換を目的とした事業実施や全道研修会への参加呼びかけを実施します。

(2) 災害ボランティア関係事業の実施

地震等災害発生時、社協内に「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつけた多種多様なボランティアを効果的かつ迅速・円滑に活動できるよう、また、市民が被災地に赴き円滑に活動できるよう講習会等を実施します。

- ① 講習会の開催 : 災害ボランティア研修会
- ② ボランティア活動保険 (天災プラン) の受付
- ③ 被災地支援関連事業の実施検討

東日本大震災から5年経過し、現在の被災地の状況確認と大槌町と繋がりを保つこと、また、震災を風化させないために「(仮称)石狩サーモン号」の運行計画をし、被災地視察を実施することを検討します。

5. ボランティアグループの育成

(1) ボランティア連絡協議会助成並びに事務局支援

ボランティアセンターのパートナーである石狩市ボランティア連絡協議会の活動を

助成するとともに、市内ボランティア活動の充実に共同で取り組むため、事務局の支援に努めます。

(2) 声のお便り

市内在住の視覚障がい者に対し石狩市広報等を朗読した録音物の無償貸出を実施します。録音は石狩朗読ボランティアの会が行い、社協は送付作業と運営助成を行います。

- ① 石狩朗読ボランティアの会運営助成
- ② 対応メディアの変更の検討

4. ケアプランセンター社協いしかり所管

1. 事業所概要

- (1) 所在地 : 石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種別 : 指定居宅介護支援事業所

2. 事業運営方針

- (1) 利用者や家族、関係機関との信頼関係の構築に努め、利用者や家族のニーズに沿った支援を実施します。
- (2) 一段階上の居宅介護支援事業所の運営を目指し、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所へ向け人員配置等見直しを実施します。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

- (1) サービスの質の向上と、経営の安定化目指し、業務の効率化や加算の取得等積極的な検討に努めます。

5. 成年後見センター所管

1. 法人後見の受任

日常生活自立支援事業と連動し、判断能力が著しく低下した人については、石狩市関係所管と連携をはかり、法人として成年後見人を受任する法人後見の受任に努めます。

2. 市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修事業の実施

市民後見人養成研修を修了した法人後見の担い手となる後見支援員が、高いスキルを有するため、石狩市関係所管と連携をはかり、フォローアップ研修を実施します。

3. 後見支援員による広報啓発活動をサポート

成年後見制度を広く知ってもらうため、後見支援員が成年後見制度の出前講座を行うサポートに努めます。

6. 厚田支所所管

1. 社協支所機能の充実

(1) 社協事業の窓口機能

在宅福祉サービスや資金貸付事業等、地域の相談・実施窓口としての機能充実に努めます。

(2) 新しい総合事業を見据えた取組み

地域福祉事業と連動・連携し、厚田区における新しい総合事業の着手を想定し、その役割、体制等地域の実情に応じた内容の検討に努めます。

2. 関係団体事務局の支援

(1) 厚田区内関係団体事務局支援

厚田区内を拠点とする各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

① 厚田遺族会

② 厚田地区民生委員児童委員協議会

③ 厚田区内単位高齢者クラブ（虹寿会・望来名木会・聚富高齢者クラブ長生会・厚田さざなみ会）

(2) 各連合団体の地区の窓口

地域福祉課が所管する関係福祉団体事務局について、厚田区の関係者等の活動支援に努めます。

7. 浜益支所所管

1. 社協支所機能の充実

(1) 社協事業の窓口機能

在宅福祉サービスや資金貸付事業等、地域の相談・実施窓口としての機能充実に努めます。

(2) 新しい総合事業を見据えた取組み

地域福祉事業と連動・連携し、浜益区における新しい総合事業の着手を想定し、その役割、体制等地域の実情に応じた内容の検討に努めます。

(3) 浜益区5施設の連絡調整

石狩市より受託する社会福祉施設等の連絡調整機能の充実に努め、事業の効率的な実施を進めます。

① 石狩市高齢者生活福祉センター

② 石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり

③ 石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ

④ 石狩市シルバーホームはまなか荘

⑤ 石狩市浜益保養センター

2. 関係団体事務局の支援

(1) 浜益区内関係団体事務局支援

浜益区内を拠点とする各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

- ① 浜益遺族会
- ② 浜益地区民生委員児童委員協議会
- ③ 浜益高齢者連合クラブ

(2) 各連合団体の地区の窓口

地域福祉課が所管する関係福祉団体事務局について、浜益区の関係者等の活動支援に努めます。

8. 花川北老人デイサービスセンター所管

1. 事業所概要

- (1) 名 称 : 石狩市花川北老人デイサービスセンター
- (2) 所在地 : 石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (3) 種 別 : 指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護事業所
- (4) 定 員 : 35名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的に次の運営方針により、質の高いサービス提供に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり人生の師である」と考えて来て頂いた感謝の念を表します。
- ② 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努めます。
- ③ サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ④ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応を、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽・特殊浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）

- ⑤ 個別機能訓練の実施（機能訓練指導員による個別メニューによる機能訓練）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- ⑨ サービス評価の仕組みの構築
- ⑩ 苦情処理の仕組みの構築

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) プログラムと行事の充実

全員参加型の体操、館内散歩等、利用者選択式の運動やレクリエーション、手工芸を取り入れ利用者が楽しいと感じながら、身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また、季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めるとともにボランティアセンターと連携し、積極的なボランティアの受入により、デイサービス以外の対人関係づくりの場の充実をはかります。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的の実施し、職員の資質向上をはかります。

(3) 安定経営へ向けての積極的な取り組み

平成 29 年度介護予防サービスの地域支援事業への移行による影響を見据え、平成 27 年度に事業内容を変更した事項等の見直しを適時実施し、本会が介護保険事業を行う意義を意識し、地域福祉事業との連携・連動の検討協議を進めます。

また、平成 29 年度は、石狩市総合保健福祉センターの指定管理者の更新期であることから、複合施設における介護保険事業所としての役割等について、石狩市との積極的な協議に努めます。

9. 花川南老人デイサービスセンター所管

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市花川南老人デイサービスセンター
- (2) 所在地：石狩市花川南 5 条 3 丁目 109 番地
- (3) 種別：指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護事業所
基準該当生活介護（身体障害者デイサービス）
- (4) 定員：通所介護 35 名・基準該当生活介護 5 名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援するこ

とを目的に次の運営方針により、質の高いサービス提供に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり人生の師である」と考えて来て頂いた感謝の念を表します。
- ② 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努めます。
- ③ サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ④ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

（２）サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽・特殊浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- ⑤ 個別機能訓練の実施（機能訓練指導員による個別メニューによる機能訓練）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- ⑨ サービス評価の仕組みの構築
- ⑩ 苦情処理の仕組みの構築

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

（１）プログラムと行事の充実

昨年度より実施している、曜日単位による個別の余暇活動への取り組みの充足や見直しを適時図るほか、全員参加型の体操、個別館内歩行等身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また、季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めるとともにボランティアセンターと連携し、積極的なボランティアの受入により、デイサービス以外の対人関係づくりの場の充実をはかります。

（２）計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

（３）安定経営へ向けての積極的な取り組み

平成 29 年度介護予防サービスの地域支援事業への移行による影響を見据え、平成 27 年度に事業内容を変更した事項等の見直しを適時実施し、本会が介護保険事業を行う意義を意識し、地域福祉事業との連携・連動の検討協議を進めます。

また、平成 29 年度は、施設の指定管理者の更新期であることから、第三者委託等のコストの徹底の見直しはもとより、石狩市と事業方針等の協議を積極的に行い、継続受

託を目指します。

10. 高齢者生活福祉センター所管

1. 事業所概要

(1) 名称 : 石狩市高齢者生活福祉センター

(2) 所在地 : 石狩市浜益区浜益 2 番地 4

(3) 種別 : 居住サービス

はまますデイサービスセンター（地域密着型指定通所介護事業所・地域密着型指定介護予防通所介護事業所）

訪問介護事業所はまます（指定訪問介護事業所・指定介護予防訪問介護事業所）

(4) 定員 : 居住サービス 8 名

通所介護サービス 15 名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

高齢者生活福祉センターは、居住サービス、通所介護サービス、訪問介護サービスの3つのサービスを石狩市の受託により実施しており、地域（浜益区）唯一の居宅介護サービスを実施しています。

要介護等の心身の特性を踏まえ、身体機能の維持向上につながる支援の実施はもちろん、小さな地域ならではの、利用者と家族、職員が家族的な関わりを心がけ、地域との連携をはかり、明るく、元気に、楽しくふれあい、生き生きとした毎日を地域で過ごすことができる支援に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり、人生の師である」と考えて、利用いただいた感謝の念を表します。
- ② サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ③ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ④ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供に努めます。
- ⑤ 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気を醸成し、石狩市や関係機関との密接な連携に努めます。
- ⑥ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) 居住サービスの内容

石狩市関係条例に基づき、安心して生活できる住環境の提供に努めます。

- ① 共同生活によるコミュニティ形成の支援
- ② 生活相談、介護サービスの紹介等
- ③ 外出支援（買物等）
- ④ DV等緊急的避難措置が必要な市民の受入

(3) 通所介護サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い地域生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- ⑤ 機能訓練の実施（歩行練習等身体機能の維持向上）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- ⑨ サービス評価の仕組みの構築
- ⑩ 苦情処理の仕組みの構築

(4) 訪問介護サービス内容

ケアプランに基づいた適正な訪問介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い地域生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 身体介護：食事介護・入浴介助・排泄介助・清拭・部分浴
- ② 生活援助：買物・調理・掃除・洗濯
- ③ サービス評価、継続的なサービスの管理

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) 情報の発信と地域連携の強化

地域との積極的な連携と情報の発信や意見交換に努め、事業所運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる事業所像」に応えることができるサービスの提供に努めます。

(2) プログラムと行事の充実

全員参加型の体操、館内散歩等利用者選択式の運動レクリエーションや手工芸を取り入れ利用者が楽しいと感じながら、身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めます。

(3) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

(4) 人材確保に向けた協議体の設置

浜益区において限られた人材を如何に効果的かつ効率的に活用できるかが、将来的な福祉サービスの充足（継続）には避けては通れない大きな課題であり、他の施設（事業所）等と協議体であるプロジェクトチームの組織化を図り、石狩市の考える政策的地域

づくりと連携し、事業者として努めるべき責務等、浜益区における福祉サービスの将来像等について積極的な協議をはかります。

11. 特別養護老人ホームはまますあいどまり所管

1. 事業所概要

- (1) 名 称 : 石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり
- (2) 所在地 : 石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (3) 種 別 : 地域密着型老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (4) 定 員 : 地域密着型老人福祉施設 20 名・短期入所生活介護 3 名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

施設サービス計画に基づき、健康で安心して生活できるサービスの提供を念頭において、入浴・排泄・食事の介助・相談及び援助、社会生活上の便宜供与、その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者各自が有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目的に支援を実施します。

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- ② 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- ③ 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、石狩市や関係機関との密接な連携に努めます。
- ④ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービスの内容

日常生活に支援においては、利用者の自立を促す支援を行います。また、季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

- ① 入 浴 (週 2 回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可)
- ② 食 事 (朝食：8 時～ 昼食：12 時～ 夕食：18 時)
- ③ 排 泄 (トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等)
- ④ 金銭管理 (希望により実施) 管理料 1 日当たり 50 円
- ⑤ 機能訓練 (個別及び集団訓練の実施)
- ⑥ 余暇活動 (映画鑑賞、お茶会等定期的な実施)
- ⑦ 嘱託医師 (浜益国保診療所)
- ⑧ 歯科医院 (東彩会浜益歯科診療所)
- ⑨ 協力医院 (浜益国保診療所)
- ⑩ 理 美 容 (月 1 回実施) 自己負担額 1,000 円

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) 施設情報の発信と地域連携の強化

地域との積極的な貢献・情報の発信や意見交換に努め、施設運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる施設像」に応えることができる施設づくりを進めます。

- ① 災害時等の相互協力について、石狩市浜益支所や近隣住民とともに体制づくりへの取り組み。
- ② 施設広報誌やホームページにより、施設の状況を積極的な発信。
- ③ 地域交流事業（夏祭り等）の実施。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

(3) 人材確保に向けた協議体の設置

浜益区において限られた人材を如何に効果的かつ効率的に活用できるかが、将来的な福祉サービスの充足（継続）には避けては通れない大きな課題であり、他の施設（事業所）等と協議体であるプロジェクトチームの組織化を図り、石狩市の考える政策的な地域づくりと連携し、事業者として努めるべき責務等、浜益区における福祉サービスの将来像等について積極的な協議をはかります。

12. 認知症高齢者グループホームはまますなごみ所管

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ
- (2) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (3) 種別：認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- (4) 定員：7名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

認知症に伴う症状を職員が理解し、その方らしく、自由にゆったりと過ごしていただけるよう、また、入所者がお互いに助け合い、可能な限り自立生活に向けた支援を実践します。

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- ② 社会資源を活用し、入所者のニーズに合わせ地域の方々にもふれあう機会を増やし、入所者にとって“楽しい”と思えるような行事作りに務めます。
- ③ 地域住民に施設をもっと理解していただく、広報誌発行、夏祭りの宣伝や気軽に施設に来所出来る環境の整備を考え地域住民にとって“遠い所”のイメージから“近い所”であるよう様な開かれた介護を目指します。

- ④ 入居者家族・支所・他職種との密な連携をとり信頼関係を築くよう務めます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービスの内容

認知症高齢者に提供するサービスの内容について、サービスの向上と生活の質の向上という2つの視点から整理し、良質なサービスを提供できるよう専門スタッフとしての自覚を持ってサービスの提供に努めます。

- ① 入浴（週3回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- ② 食事（入居者個々の状況に対応）
- ③ 排泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- ④ 金銭管理（希望により実施）管理料1日当たり50円
- ⑤ 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- ⑥ 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- ⑦ 嘱託医師（浜益国保診療所）
- ⑧ 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- ⑨ 協力医院（浜益国保診療所）
- ⑩ 理美容（月1回実施）自己負担額1,000円

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) 施設情報の発信と地域連携の強化

併設する施設「石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり」と連携し、地域との積極的な貢献・情報の発信や意見交換に努め、事業所運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる施設像」に応えることができる施設づくりを進めます。

- ① 災害時等の相互協力について、石狩市浜益支所や近隣住民とともに体制づくりへの取り組み。
- ② 施設広報誌やホームページにより、施設の状況を積極的な発信。
- ③ 地域交流事業（夏祭り等）の実施。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的の実施し、職員の資質向上をはかります。

(3) 人材確保に向けた協議体の設置

浜益区において限られた人材を如何に効果的かつ効率的に活用できるかが、将来的な福祉サービスの充足（継続）には避けては通れない大きな課題であり、他の施設（事業所）等と協議体であるプロジェクトチームの組織化を図り、石狩市の考える政策的な地域づくりと連携し、事業者として努めるべき責務等、浜益区における福祉サービスの将来像等について積極的な協議をはかります。

13. シルバーホームはまなか荘所管

1. 事業所概要

- (1) 名称 : 石狩市シルバーホームはまなか荘
- (2) 所在地 : 石狩市浜益区浜益 93 番地 17
- (3) 種別 : 居住サービス
- (4) 定員 : 8 名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

共同生活によるコミュニティの形成を図り、居宅環境において生活することの生きがいを求める施設づくりに努めます。

また、在宅生活において、緊急に保護が必要な方等の受入態勢を確保し地域包括支援センター等と密な情報交換のもと速やかな対応を実施します。

(2) サービス内容

石狩市関係条例に基づき、安心して生活ができる住環境の提供に努めます。

- ① 共同生活によるコミュニティ形成の支援
- ② 生活相談、介護サービスの相談・紹介等
- ③ DV等緊急的避難措置が必要な市民の受入

14. 浜益保養センター所管

1. 事業の健全な受託運営及び自主事業の経営安定化

これまでの築いてきた「浜益温泉ブランド」の魅力発信を入浴施設としての泉質保持、清潔、安全安心の原点に立ち返り、公共施設の受託者として自信を持って発信できる施設運営に努めます。

加えて自主事業である飲食事業、物販事業に総点検を施し、経営の安定、改善に取り組みます。

- (1) 売店コーナーは石狩、浜益の特産品を中心としたより魅力的な商品構成、新アイテムの導入を目指します。地元生産者のPRコーナーの役割をより高めていきます。
- (2) 軽食コーナーは季節や客層に合わせたメニュー、浜益の郷土色を訴求できる特色のあるメニューの開発。温泉リピーター客獲得の重点事業としての位置づけ。
- (3) 重点営業日、繁忙時間帯の再配分に応じた適切で効果的な人員配置。
- (4) 事業経費、費用の再点検をはかります。日常業務の中で大半を占める光熱費、水道代の省力を職員全員の共用課題として取り組んでまいります。
- (5) 浜益区において限られた人材を如何に効果的かつ効率的に活用できるかが、浜益保養センター（観光）の枠に捉われず、他の福祉サービスの充足（継続）のために担うことができる役割等、組織化を予定している協議体（プロジェクトチーム）へ関わり、浜益区における福祉サービスの将来像等について積極的な協議をはかります。

2. サービス面の強化に向けた取り組み

お客様にまた行ってみたいと思っただけの好感度、満足度の向上を目標にホスピタリティの充実を継続していきます。

- (1) 来館客への「おもてなし」意識の向上（従業員の資質洗練・危機意識）
- (2) 軽食コーナーは利用客のニーズに応じたメニューの統廃合、開発（季節感・地域特性・団体客の特性を考慮した）

3. 効果的な営業・企画・広報活動

地域資源、立地状況を捉え効率的、かつ効果が期待できる営業・企画・広報活動を展開します。優待料金に頼らない新しい魅力の創出活動、発信の工夫。

- (1) 地域特性の利用拡大（海水浴、キャンプ場。鮭釣り。黄金山などのアウトドア活動との連携強化）
- (2) 地場製品の販売（果樹組合・特産銘菓・民芸品）
- (3) 周辺施設と連携した新たな利用価値の創出（道民の森・増毛岩尾温泉）
- (4) 地域文化の紹介（浜益人形展・陶芸展・工芸展・文化講演会・自然教育レクチャールーム）
- (5) 団体客獲得に向けた営業活動の推進（既存の人脈資源。ロコミ）
- (6) ブランド力の向上を目指す積極的な広報活動の展開（新聞、テレビなどのパブリシティ主体）
- (7) インターネット環境の有効活用（市、社協、観光協会ホームページなど）